

令和6年度(令和5年分)以降の給与支払報告書の控除対象扶養親族の区分欄の記載方法

令和2年度税制改正により、令和5年1月以降、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の要件が見直されました。

これにより、令和6年度(令和5年分)以降の給与支払報告書の控除対象扶養親族の「区分」欄については下記の内容で記載して下さい。

The image shows a sample of a Japanese tax form (給与支払報告書) for an individual. The form is divided into several sections. The top section contains personal information such as name (西尾 太郎), address (西尾市寄住町下田22番地 西尾ハイツ303号室), and identification numbers. Below this, there are tables for income and tax payments. The bottom section is a table for dependent family members (控除対象扶養親族). This table has columns for name, address, and '区分' (Category). A red dashed box highlights the '区分' column for four family members, indicating where the new classification codes should be entered.

●控除対象扶養親族の区分

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄※1	居住者
01	非居住者 (30歳未満又は70歳以上)
02	非居住者 (30歳以上70歳未満、留学生※2)
03	非居住者 (30歳以上70歳未満、障害者)
04	非居住者 (30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2)

※1 給与支払報告書をeLTAX又は光ディスク等で提出する場合は、「00」と記録してください。

※2 ①「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 ②「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をそれぞれ表現しています。

なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記02~04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。